人事異動

法　務　省

（静岡地方検察庁浜松支部検事）

検事　森島　奈実

辞職を承認する（十月二十三日）

皇室事項

御見舞電報及び御答電

令和八年熊本地震に際し、九月二十四日ルクセンブルク大公殿下から天皇陛下へ御見舞電報を寄せられ、これに対し十月二十二日御答電を発せられた。

御祝電

天皇陛下は、ザンビアの独立記念日につき、十月二十三日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、カザフスタンの共和国記念日につき、十月二十三日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、オーストリアの国祭日につき、十月二十三日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

国営土地改良事業の工事完了の公告

下記に掲げる国営土地改良事業の工事は、令和８年３月31日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の３第３項の規定に基づき公告する。

令和８年10月27日

農林水産大臣　武部　新

記

国営利根中央土地改良事業（国営造成土地改良施設整備）

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

北海道労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金（平成20年北海道労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和８年10月27日

北海道労働局長　村松　達也

第４号中「１時間1,105円」を「１時間1,162円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年12月１日から効力を生ずる。

北海道労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業最低賃金（令和６年北海道労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和８年10月27日

北海道労働局長　村松　達也

第４号中「１時間1,113円」を「１時間1,160円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年12月１日から効力を生ずる。

宮城労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、宮城県自動車小売業最低賃金（平成20年宮城労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和８年10月27日

宮城労働局長　松瀬　貴裕

第４号中「１時間1,101円」を「１時間1,161円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年12月15日から効力を生ずる。

埼玉労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金（令和７年埼玉労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和８年10月27日

埼玉労働局長　田平　浩二

第４号中「１時間1,177円」を「１時間1,232円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年12月１日から効力を生ずる。

大阪労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大阪府塗料製造業最低賃金（平成20年大阪労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和８年10月27日

大阪労働局長　蒔苗　浩司

第４号中「１時間1,191円」を「１時間1,245円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年12月１日から効力を生ずる。

兵庫労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、兵庫県塗料製造業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和８年10月27日

兵庫労働局長　金成　真一

第４号中「１時間1,158円」を「１時間1,199円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年12月１日から効力を生ずる。

兵庫労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第10号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和８年10月27日

兵庫労働局長　金成　真一

第４号中「１時間1,117円」を「１時間1,173円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年12月１日から効力を生ずる。

法務省告示第百六十五号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

令和八年十月二十七日

法務大臣　山下　貴司

住所　東京都千代田区

鄭彬　昭和53年５月15日生

住所　東京都多摩市

グエン・ホー・チョウ・アイン　平成16年５月31日生

住所　埼玉県春日部市

ジョン・アンソニー・ダトゥオン・アルカル　平成３年１月24日生

アキ・ラミチャネ・アルカル　令和元年11月13日生

住所　東京都練馬区

謝定中　平成２年７月10日生

住所　千葉県習志野市

プレム・ラル・ラマ・タマン　昭和57年10月15日生

ジヤン・ラマ　令和元年６月18日生

住所　千葉県習志野市

ゼイナ・ラマ　令和７年10月20日生

ザイラ・ラマ　令和７年10月20日生

住所　東京都足立区

コハン・アレクサンダー・イワノヴィチ　昭和62年11月25日生

住所　愛知県西春日井郡豊山町

リュウ・ツアン・クン　昭和59年２月19日生

リュウ・ツアン・ニャット・ナム　平成25年６月４日生

リュウ・アイ・ミ　平成28年11月22日生

住所　埼玉県川口市

ショエーブ・ハジ・ソヒール　平成21年５月11日生

サージイツ・ハジ・ソヒール　平成23年９月５日生

住所　東京都目黒区

グルシャク・ロマン・セルゲエビチ　昭和55年１月17日生

グルシャク・マリヤ・ビクトロブナ　昭和55年７月13日生

グルシャク・ビクトリヤ・ロマノブナ　平成29年８月24日生